

公益社団法人日本伝熱学会職員退職手当規程

(総則)

第1条 日本伝熱学会職員規定（就業規則等）第3条第1項に規定する職員の退職手当については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、職員が1年以上在職し、次の各号の一に該当する場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

- (1) 職員規定（就業規則等）第19条の規程により定年退職した場合
- (2) 職員規定（就業規則等）第20条の規程により退職した場合
- (3) 職員規定（就業規則等）第21条の規程により解雇された場合

2. 退職手当は原則として退職又は解雇された日から起算して1ヶ月以内に支給する。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべきものを確知することが出来ない場合その他特別の事情がある場合にはこの限りでない。

3. 職員規定（就業規則等）第21条第1項第1号に規定する懲戒解雇処分により解雇された者には、退職手当を支給しない。

(退職手当の算出)

第3条 退職手当は、退職時における本俸に、勤続期間に応じ別に定める割合を乗じて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎とする勤続期間は、本学会の職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間を通算する。ただし、職員規定（就業規則等）第16条第2項第2、3、4、5号の各号に規定された休業期間は勤続期間から除算する。

(退職手当の増額)

第5条 第2条第1項第1号及び第2号に該当する場合は、会長は理事会の決定に基づき、その退職手当を増額することができる。

(退職手当の減額)

第6条 在職期間中、勤務成績不良の者については、会長は理事会の決定に基づき、所定の退職手当をその3割を超えない範囲において減額することができる。

(功労金)

第7条 在職中、特に功労顕著であった者に対しては、会長は理事会の決定に基づき、功労金を支給する。

第8条 職員又は職員の家族が死亡したときは、別に定める弔慰金を支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第9条 第2条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
2. 前項に掲げるものが退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
3. 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2名以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第10条次に掲げるものは、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させたもの
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位または同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させたもの

(細則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

平成18年9月2日 理事会決定